

大宮グランドセントラルステーション推進会議傍聴要領

1. 傍聴を希望出来る方

「大宮グランドセントラルステーション推進会議（以下、「推進会議」という）」の傍聴は、どなたでも希望することが出来ます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとします。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者。
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者。
- (3) 酒気を帯びている者。
- (4) 会長が推進会議の運営に支障があると認める者。

2. 傍聴する場合の手続

- (1) 推進会議の傍聴を希望する場合は、受付にて傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の手続方法は先着順もしくは抽選とし、さいたま市のホームページにより事前にお知らせします。
- (3) 先着順の場合、傍聴の受付は開会の30分前から推進会議の開始時間の10分前までとします。なお、準備した座席数を超えた場合は、入場をお断りすることもありますので、ご了承下さい。
- (4) 抽選の場合、ホームページ等に記載する所定の方法により事前申込とし、準備した座席数を超えた場合は抽選となります。

3. 推進会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、推進会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 報道関係者は、取材等のため推進会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ事務局に届け出て下さい。

4. 傍聴に当たっての遵守事項

- (1) 推進会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による写真撮影等は認めます。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、推進会議の支障となる行為をしないこと。

5. その他

- (1) この要領に定めるもののほか、傍聴者等は、会長の指示に従って下さい。
- (2) この要領に定めるもののほか、推進会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。